

# 一戸町下水道事業経営戦略

計画期間 令和8年～令和17年

一戸町 上下水道課

## 目次

1	事業概要 .....	1
2	将来の事業環境 .....	5
3	経営の基本方針 .....	8
4	投資財政計画（収支計画）の作成に当たっての説明 .....	8
5	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 .....	12

### 【別添】

- ・投資・財政計画（収支計画）
- ・経営比較分析表（令和6年度決算）

# 一戸町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 一戸町

事 業 名 : 一戸町下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

#### (ア) 公共下水道事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	15.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1処理区(一戸処理区)		
処 理 場 数	1(一戸町終末処理場)、汚水管延長44km		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

#### (イ) 農業集落排水事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	20.1人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1処理区(奥中山地区)		
処 理 場 数	1(奥中山地区)、汚水管延長10km		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

(ウ)特定地域生活排水処理事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	19.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数			
処理場数			
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

(エ)個別生活排水処理事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	28.5人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数			
処理場数			
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

\*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

(ア)公共下水道事業

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	当町の公共下水道事業は、基本料金に従量料金の累進制を組み合わせた料金体系をとっています。			
	下水道使用料(税込)			
	項目用途	基本汚水量	基本料金	超過料金
	一般用	10㎡まで	1,980円	220円
業務用使用料体系の 概要・考え方	当町の公共下水道事業は、基本料金に従量料金の累進制を組み合わせた料金体系をとっています。			
	下水道使用料(税込)			
	項目用途	基本汚水量	基本料金	超過料金
	営業用	10㎡まで	2,530円	280.5円
その他の使用料体系の 概要・考え方	当町の公共下水道事業は、基本料金に従量料金の累進制を組み合わせた料金体系をとっています。			
	下水道使用料(税込)			
	項目用途	基本汚水量	基本料金	超過料金
	浴場用	200㎡まで	25,740円	132円
	臨時用	10㎡まで	4,257円	390.5円
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,180	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載
	令和5年度	4,180	円	令和4年度 5,058 円
	令和6年度	4,180	円	令和5年度 4,845 円
				令和6年度 4,630 円

(イ) 農業集落排水事業

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	当町の農業集落排水事業は、基本料金に従量料金の累進制を組み合わせた料金体系をとっています。						
	農業集落排水施設使用料（税込）						
	加入した時期	基本水量	基本料金	超過料金			
平成14年度までに加入した方	10㎡まで	1,650円	165円				
平成15年度以降に加入した方	10㎡まで	1,980円	220円				
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じとなります。						
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じとなります。						
条例上の使用料*2（20㎡あたり）※過去3年度分を記載	令和4年度	4,180	円	実質的な使用料*3（20㎡あたり）※過去3年度分を記載	令和4年度	3,888	円
	令和5年度	4,180	円		令和5年度	3,644	円
	令和6年度	4,180	円		令和6年度	3,580	円

(ウ) 特定地域生活排水処理事業

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	当町の特定地域生活排水処理事業は、定額制の料金体系をとっています。						
	特定地域生活排水処理施設使用料（税込）						
	人槽	月額使用料					
	5人槽	5,060円					
	6～7人槽	5,500円					
	8～10人槽	6,160円					
	11～15人槽	7,810円					
	16～20人槽	9,460円					
	21～25人槽	11,990円					
	26～30人槽	13,310円					
31～40人槽	15,730円						
41～50人槽	18,260円						
51人槽以上	別に定める						
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じとなります。						
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じとなります。						
条例上の使用料*2（20㎡あたり）※過去3年度分を記載	令和4年度	5,060	円	実質的な使用料*3（20㎡あたり）※過去3年度分を記載	令和4年度	5,185	円
	令和5年度	5,060	円		令和5年度	4,909	円
	令和6年度	5,060	円		令和6年度	4,762	円

(エ) 個別生活排水処理事業

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	当町の個別生活排水処理事業は、定額制の料金体系をとっています。						
	個別排水処理施設使用料（税込）						
	人槽	月額使用料					
	5人槽以下	3,740円					
	6人槽	4,180円					
	7人槽	4,400円					
	8人槽	4,950円					
	9～10人槽	5,610円					
11～12人槽	6,160円						
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じとなります。						
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じとなります。						
条例上の使用料*2（20㎡あたり）※過去3年度分を記載	令和4年度	3,740	円	実質的な使用料*3（20㎡あたり）※過去3年度分を記載	令和4年度	2,576	円
	令和5年度	3,740	円		令和5年度	2,326	円
	令和6年度	3,740	円		令和6年度	2,394	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職 員 数	資本勘定所属職員5名(ただし兼務)
事業運営組織	事業の運営効率向上のため、公共下水道事業・農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業・個別排水処理事業を兼務しています。

(2) 民間活力の活用等

(ア) 公共下水道事業

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	一戸町公共下水道終末処理場等施設の維持管理について、民間委託を行い、施設の適正管理に努めています。
	イ 指定管理者制度	本経営戦略策定時点では実施していません。
	ウ PPP・PFI	本経営戦略策定時点では実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	終末処理場で発生する汚泥をコンポスト業者に搬入し、堆肥として再利用しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	公共下水道事業の計画段階で取得した処理場用地の未利用土地を町内業者の資材置き場として貸し出しています。

(イ) 農業集落排水事業

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	一戸町奥中山地区農業集落排水処理施設の維持管理について、民間委託を行い、施設の適正管理に努めています。
	イ 指定管理者制度	本経営戦略策定時点では実施していません。
	ウ PPP・PFI	本経営戦略策定時点では実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	当町の農業集落排水事業は小規模であり、現時点では費用対効果が見込めないため実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	農業集落排水事業の計画段階で取得した処理場用地の未利用土地を、ゲートボール団体に無償で貸し出しています。

(ウ) 特定地域生活排水処理事業

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の維持管理について、民間委託を行い、適正管理に努めています。
	イ 指定管理者制度	本経営戦略策定時点では実施していません。
	ウ PPP・PFI	本経営戦略策定時点では実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本経営戦略策定時点では実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設等はありません。

(エ) 個別生活排水処理事業

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の維持管理について、民間委託を行い、適正管理に努めています。
	イ 指定管理者制度	本経営戦略策定時点では実施していません。
	ウ PPP・PFI	本経営戦略策定時点では実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本経営戦略策定時点では実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設等はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙のとおり

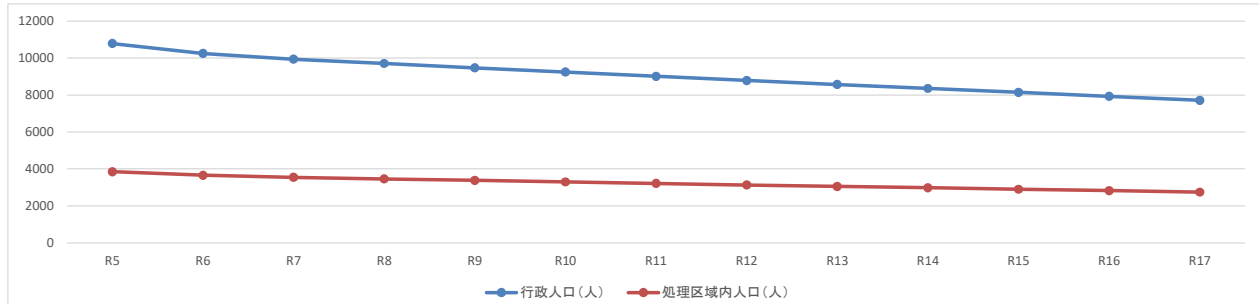
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

(ア) 公共下水道事業

RESAS地域経済分析システムによる当町の人口推計値に基づく増減率を参考として、公共下水道事業の処理区域内の人口の変動を推計しました。

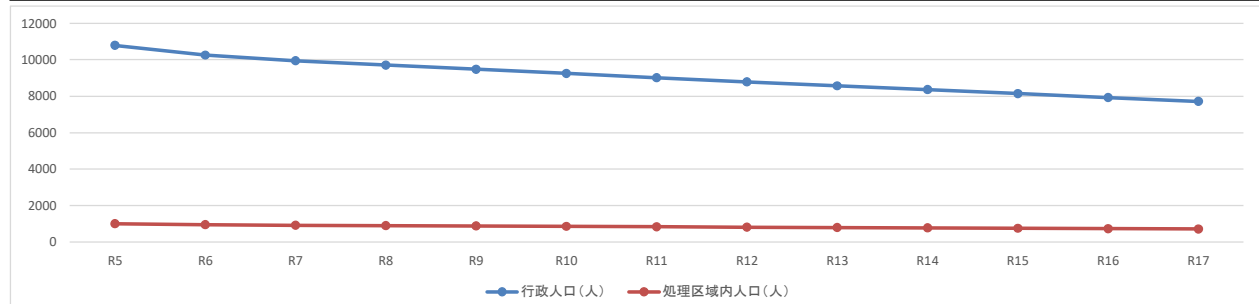
項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政人口(人)	10,790	10,249	9,938	9,707	9,476	9,245	9,014	8,783	8,569	8,355	8,142	7,928	7,714
処理区域内人口(人)	3,851	3,657	3,546	3,464	3,382	3,299	3,217	3,134	3,058	2,981	2,905	2,829	2,753



(イ) 農業集落排水事業

RESAS地域経済分析システムによる当町の人口推計値に基づく増減率を参考として、農業集落排水事業の処理区域内の人口の変動を推計しました。

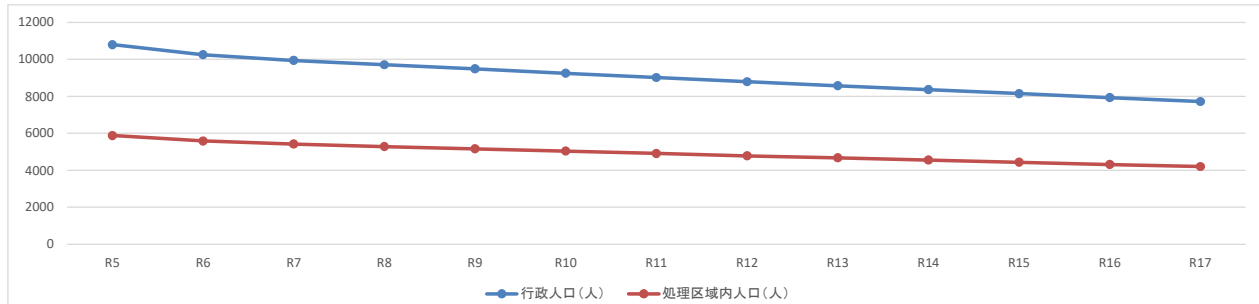
項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政人口(人)	10,790	10,249	9,938	9,707	9,476	9,245	9,014	8,783	8,569	8,355	8,142	7,928	7,714
処理区域内人口(人)	1,004	953	924	903	881	860	838	817	797	777	757	737	717



(ウ) 特定地域生活排水処理事業

RESAS地域経済分析システムによる当町の人口推計値に基づく増減率を参考として、特定地域生活排水処理事業の処理区域内の人口の変動を推計しました。

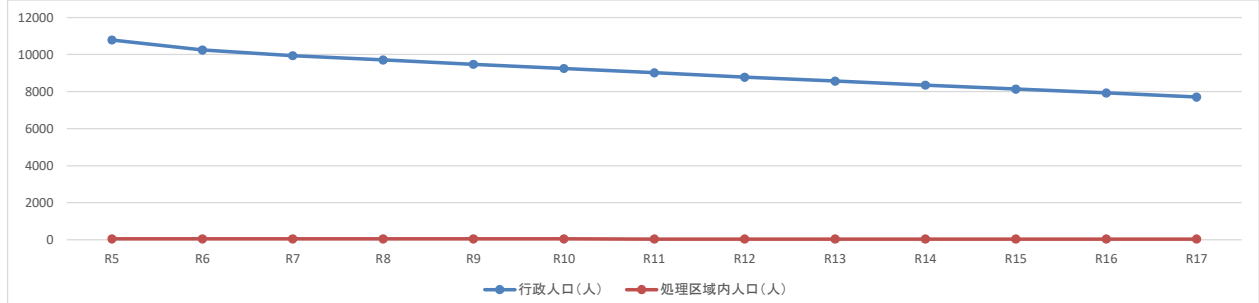
項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政人口(人)	10,790	10,249	9,938	9,707	9,476	9,245	9,014	8,783	8,569	8,355	8,142	7,928	7,714
処理区域内人口(人)	5,878	5,582	5,411	5,284	5,159	5,033	4,908	4,782	4,665	4,549	4,433	4,315	4,198



(エ)個別生活排水処理事業

RESAS地域経済分析システムによる当町の人口推計値に基づく増減率を参考として、個別排水処理事業の処理区域内の人口の変動を推計しました。

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政人口(人)	10,790	10,249	9,938	9,707	9,476	9,245	9,014	8,783	8,569	8,355	8,142	7,928	7,714
処理区域内人口(人)	57	57	57	56	54	53	51	50	49	48	47	46	46

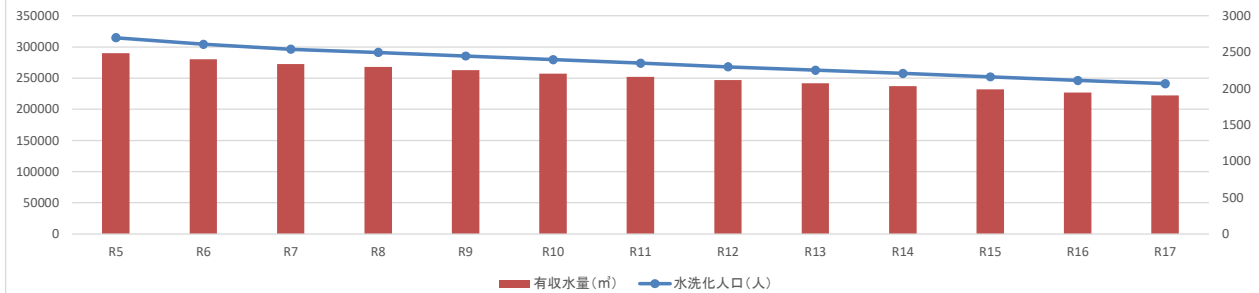


(2) 有収水量の予測

(ア) 公共下水道事業

有収水量については水洗化人口推計値に令和6年度時点(最新)の水洗化人口当たりの有収水量を乗じて推計しました。公共下水道事業は(1)処理区域内人口の予測と同様にRESAS地域経済分析システムによる当町の人口推計値を参考として、人口が減少するも、接続人口は3年で1%上昇することで水洗化人口を推計しました。

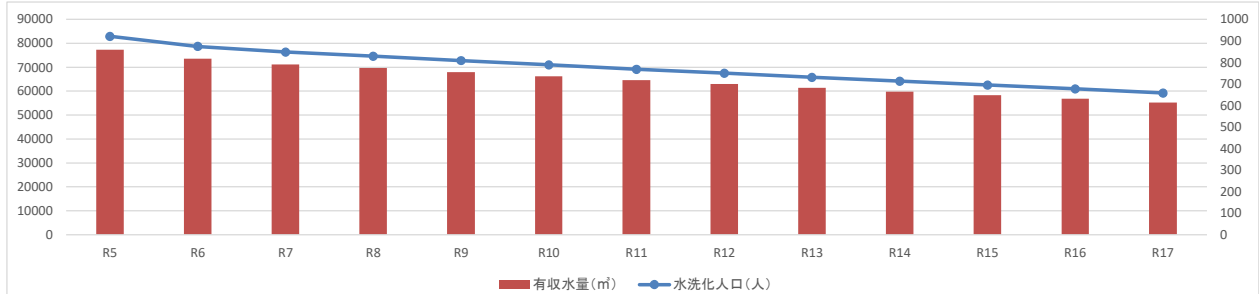
項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水洗化人口(人)	2,698	2,608	2,539	2,494	2,445	2,396	2,348	2,298	2,251	2,207	2,160	2,112	2,066
有収水量(m <sup>3</sup> )	289,750	280,085	272,674	267,842	262,579	257,317	252,162	246,792	241,745	237,019	231,972	226,817	221,877



(イ) 農業集落排水事業

有収水量については水洗化人口推計値に令和6年度時点(最新)の水洗化人口当たりの有収水量を乗じて推計しました。農業集落排水事業は(1)処理区域内人口の予測と同様にRESAS地域経済分析システムによる当町の人口推計値を参考として、人口が減少する中で、接続人口は増加しないことで水洗化人口を推計しました。

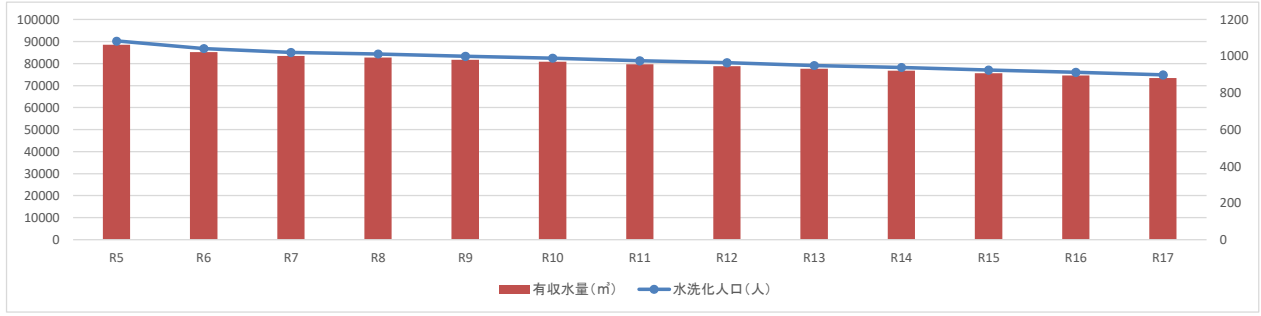
項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水洗化人口(人)	921	875	848	829	809	789	769	750	731	713	695	677	658
有収水量(m <sup>3</sup> )	77,374	73,510	71,241	69,645	67,965	66,285	64,604	63,008	61,412	59,900	58,388	56,875	55,279



(ウ)特定地域生活排水処理事業

有収水量については、水洗化人口推計値に令和6年度時点(最新)の水洗化人口当たりの有収水量を乗じて推計しました。特定地域生活排水処理事業は(1)処理区域内人口の予測と同様にRESAS地域経済分析システムによる当町の人口推計値を参考として、人口が減少するも、接続人口は4年で1%上昇することで水洗化人口を推計しました。

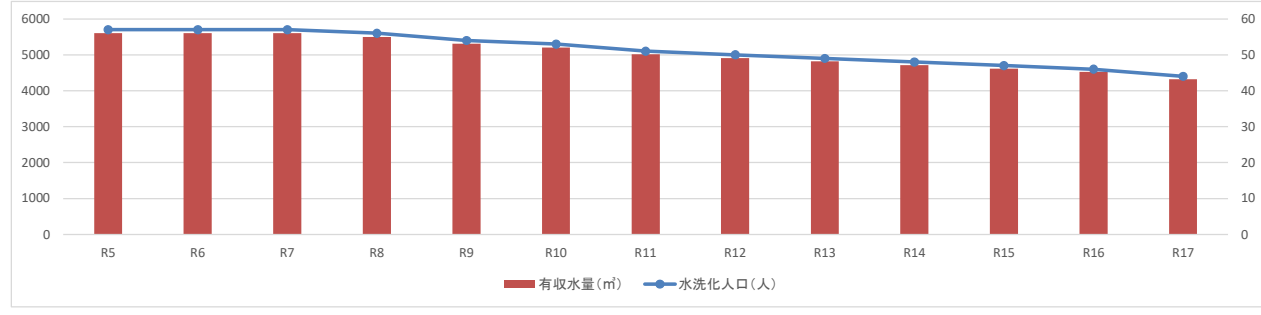
項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水洗化人口(人)	1,083	1,043	1,021	1,013	1,000	990	976	965	950	940	925	913	898
有収水量(m <sup>3</sup> )	88,505	85,236	83,439	82,785	81,722	80,905	79,761	78,862	77,636	76,819	75,593	74,613	73,387



(エ)個別排水処理事業

有収水量については水洗化人口推計値に令和6年度時点(最新)の水洗化人口当たりの有収水量を乗じて推計しました。個別排水処理事業は(1)処理区域内人口の予測と同様にRESAS地域経済分析システムによる当町の人口推計値を参考として、人口が減少する中で、接続人口は増加しないことで水洗化人口を推計しました。

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水洗化人口(人)	57	57	57	56	54	53	51	50	49	48	47	46	44
有収水量(m <sup>3</sup> )	5,600	5,600	5,600	5,502	5,305	5,207	5,011	4,912	4,814	4,716	4,618	4,519	4,323



(3) 使用料収入の見通し

(ア)公共下水道事業

有収水量は減少する推計であることから、使用料収入についても減少推計となります。令和6年度の66,881千円から令和17年には46,433千円の見通しとなります。

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
下水道使用料(千円)	70,345	66,881	57,064	55,980	54,897	53,814	52,730	51,647	50,604	49,561	48,519	47,476	46,433

(イ)農業集落排水事業

有収水量は減少する推計であることから、使用料収入についても減少推計となります。令和6年度の13,728千円から令和17年度には10,473千円の見通しとなります。

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
農業集落排水施設使用料(千円)	14,420	13,728	13,497	13,185	12,873	12,561	12,249	11,937	11,644	11,351	11,058	10,766	10,473

(ウ)特定地域生活排水処理事業

有収水量は減少する推計であることから、使用料収入についても減少推計となります。令和6年度の17,239千円から令和17年度には14,978千円の見通しとなります。

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
特定地域生活排水処理施設使用料(千円)	17,412	17,239	17,030	16,843	16,656	16,470	16,283	16,096	15,872	15,649	15,425	15,202	14,978

(エ)個別排水処理事業

有収水量は減少する推計であることから、使用料収入についても減少推計となります。令和6年度の670千円から令和17年度には527千円となります。

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
個別排水処理施設使用料(千円)	693	670	670	653	643	627	610	593	579	571	556	542	527

#### (4) 施設の見直し

##### (ア) 公共下水道事業

平成7年度に建設開始し平成14年度に供用を開始しており、現時点では施設等の老朽化について重大な問題は確認されていません。処理場等における機械及び電気設備について、更新時期が到来しており、一部更新を開始しています。今後、ストックマネジメント計画に基づき、管路等の点検や施設機器の更新等を計画的に行っていくことで、中長期的に安定した施設運用を見込みます。

##### (イ) 農業集落排水事業

平成6年度に建設開始し平成7年度に供用を開始しており、現時点では施設等の老朽化について重大な問題は確認されていません。処理場等における機械及び電気設備について、更新時期が到来しており、一部更新を開始しています。今後、ストックマネジメント計画に基づき、管路等の点検や施設機器の更新等を計画的に行っていくことで、中長期的に安定した施設運用を見込みます。

##### (ウ) 特定地域生活排水処理事業

平成15年度に供用開始しており、浄化槽等の老朽化について、現時点では特段の問題は確認されていません。点検・維持管理を適正に行い、必要に応じた更新・修繕を行う予定とします。

##### (エ) 個別排水処理事業

平成10年度に供用開始しており、浄化槽等の老朽化について、現時点では特段の問題は確認されていません。点検・維持管理を適正に行い、必要に応じた更新・修繕を行う予定とします。

#### (5) 組織の見直し

現状については「1.(1).③ 組織」で記載のとおり、公共下水道事業・農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業・個別排水処理事業の4事業を兼務で従事している職員が5人となっています。

今後については、業務量は大きく変わらず現状体制の維持と思われるますが、管渠や施設の更新にかかる業務量を踏まえながら、適正な人員配置を検討します。

人事異動等によるサービスの低下がないように、知識・技術の継承、人材の育成に努めます。

### 3. 経営の基本方針

・「水環境の改善」に取組み、町民がいつまでも安心して暮らせる「快適で安心な町民生活の確保」を図ります。  
・下水道施設や浄化槽の効率的な維持管理を通じ、下水道サービスを持続的に提供します。これに不可欠な財政基盤を健全性・収益性・効率性の観点から強化するとともに、経営資源を人材・技術・財源と幅広くとらえ、これらの確保に努めます。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

#### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### (ア) 公共下水道事業

目 標	ストックマネジメント計画により、終末処理場の設備の計画的な更新を行い、投資の平準化を図ります。
-----	---

公共下水道事業は、全体計画、事業計画に基づいて整備を進め、事業計画区域の整備は概成しています。令和6年度より終末処理場の更新工事、令和7年度より都市計画道路の整備に伴う管渠の新設・移設工事が始まっており、令和8年度の完成を目指しております。その後はストックマネジメントにより、単年度の支出が大きくならないよう、平準化に努めます。

(イ) 農業集落排水事業

目 標	最適整備構想により、施設の計画的な更新を行い、投資の平準化を図ります。
-----	-------------------------------------

農業集落排水事業は、計画に基づいて整備を進め、事業計画区域の整備は概成しています。平成27年度に策定した最適整備構想に基づいて処理場のプラント機械・電気設備の調査及び更新工事等を実施し、直近の更新工事は終了しています。その後はストックマネジメントにより、単年度の支出が大きくならないよう、平準化に努めます。

(ウ) 特定地域生活排水処理事業

目 標	汚水処理実施計画、循環型社会形成推進地域計画に基づいて整備を進めます。現計画は、毎年18基(7人槽)の設置を計画しており、令和8年度からは毎年14基(7人槽)の設置を見込んでいます。
-----	---

汚水処理実施計画、循環型社会形成推進地域計画に基づいて毎年度18基(7人槽)の設置を計画しているところですが、実態として年間10数基の設置に留まっており、設置基数も減少傾向にあり、計画は令和8年度より毎年14基(7人槽)となる予定です。しかし水洗化人口を長期的に推計し均した場合、4年で1%が設置する程度となりました。そのことから、本収支計画の策定においては、今後も新規の設置基数は減少していくと予測し、令和8年度以降、毎年1基の新設を見込んで作成しています。

(エ) 個別排水処理事業

目 標	計画期間内での投資予定はありません。
-----	--------------------

計画期間内での投資予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

(ア) 公共下水道事業

目 標	本計画期間中の経費回収率100%を目指します。経費回収率を向上できるよう、水洗化の周知を継続し、使用料収入の増収と汚水処理費用の抑制削減に努めます。資金不足を解消するための、使用料改定の検討を行います。
-----	---

○収益的収入

主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。そのうち使用料収入については、今後の人口減少や節水型便器の普及により、減収は避けられないと想定していますが、整備済区域における水洗化率の向上に努めることで減少を抑えていきたいと考えています。今回の計画期間内では使用料の改定を検討し、実施時期や改定内容については慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。また、他会計繰入金については、公営企業の原則である独立採算の考えのもと、国が示す繰入基準に基づく繰入は引き続き繰入れる予定です。

○資本的収入

管渠工事及び終末処理場の更新工事等により、国庫補助金、県補助金、地方債を算出し、経営の安定を図るため他会計補助金(一般会計繰入金)を見込んでいます。

【諸収入の積算の考え方】

国庫補助金 現行の国庫補助制度による  
県補助金 管渠移設計画委託にかかる費用分  
地方債 収益的収支は事業費分、資本的収支は国庫補助金の補助裏  
繰入金 繰入基準等を基に算出し、資金が不足する場合には基準外として繰入

(イ) 農業集落排水事業

目 標	本計画期間中の経費回収率を向上できるよう、水洗化の周知を継続し、使用料収入の増収と汚水処理費用の抑制削減に努めます。資金不足を解消するための、使用料改定の検討を行います。
-----	---

<p>○収益的収入 主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。 そのうち使用料収入については、今後の人口減少や節水型便器の普及により、減収は避けられないと想定していますが、整備済区域における水洗化率の向上に努めることで減少を抑えていきたいと考えています。 今回の計画期間内では使用料の改定を検討し、実施時期や改定内容については慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。 また、他会計繰入金については、公営企業の原則である独立採算の考えのもと、国が示す繰出基準に基づく繰入は引き続き繰入れる予定です。</p> <p>○資本的収入 管渠工事及び終末処理場の更新工事等により、国庫補助金、地方債を算出し、経営の安定を図るため他会計補助金(一般会計繰入金)を見込んでいます。</p> <p>【諸収入の積算の考え方】 国庫補助金 現行の国庫補助制度による 地 方 債 収益的収支は事業費分、資本的収支は国庫補助金の補助裏 繰 入 金 繰入基準等を基に算出し、資金が不足する場合には基準外として繰入</p>	
---	--

(ウ) 特定地域生活排水処理事業

目 標	安定した使用料収入の確保と経費の抑制削減を目指し、経費回収率100%を実現できるように努めていきます。資金不足を解消するための、使用料改定の検討を行います。
-----	--

<p>○収益的収入 当該事業における主な収入は、使用料収入となっています。 使用料収入は定額制となっているため、使用水量の減少は直接収入に影響はしませんが、浄化槽を設置している家屋が空き家となった場合は、浄化槽が使用されなくなり減収になります。今回の計画では、浄化槽は毎年度、新規設置基数があるものとして算出しておりますが、当町の人口減少に伴い、使用料収入は年々減少する見込みとなっております。 今回の計画期間内では使用料の改定を検討し、実施時期や改定内容については慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。 また、他会計繰入金については、公営企業の原則である独立採算の考えのもと、国が示す繰出基準に基づく繰入は引き続き繰入れる予定です。</p> <p>○資本的収入 浄化槽設置工事の実施予定により、工事分担金、工事負担金、国庫補助金、地方債を算出し、経営の安定を図るため他会計補助金(一般会計繰入金)を見込んでいます。</p> <p>【諸収入の積算の考え方】 工事分担金 町条例で定められた人槽別の分担金額 工事負担金 補強工事等の標準事業以外の工事が発生した際の負担金額 国庫補助金 現行の国庫補助制度による 地 方 債 工事費から上記諸収入を差引いた金額 繰 入 金 繰入基準等を基に算出し、資金が不足する場合には基準外として繰入</p>	
--	--

(エ) 個別排水処理事業

目 標	人口減少により、有収水量の減少及び使用料収入が減少していく中で、今後増加していく維持管理費用の財源を使用料収入で賄うことができるよう、経費回収率100%を目指します。資金不足を解消するための、使用料改定の検討を行います。
-----	--

<p>○収益的収入 当該事業における主な収入は、使用料収入と一般会計繰入金となっています。 使用料収入は定額制となっているため、使用水量の減少は直接には収入に影響はしませんが、浄化槽を設置している家屋が空き家となった場合は、浄化槽が使用されなくなり減収になります。 今回の計画期間内では、特定地域生活排水処理事業に合わせて、当町の人口減に合わせて、使用料収入を減ずるものとして算定しました。 今回の計画期間内では使用料の改定を検討し、実施時期や改定内容については慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。 また、他会計繰入金については、公営企業原則である独立採算の考えのもと、国が示す繰出基準に基づく繰入は引き続き繰入れる予定です。</p> <p>○資本的収入 経営の安定を図るため他会計補助金(一般会計繰入金)を見込んでいます。</p> <p>【諸収入の積算の考え方】 繰入金 繰入基準等を基に算出し、資金が不足する場合には基準外として繰入</p>
---

**③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明**

<p>処理場や浄化槽における光熱水費、薬品費、修繕料などの維持管理費は、適切な汚水処理を行うには必要不可欠な経費です。施設の老朽化と昨今の物価高騰に伴い、維持管理費は年々増加しているため、資産の長寿命化にも力を入れ、計画的な点検・修繕や設備更新を行い、経費の抑制削減を目指します。</p> <p>【投資以外の経費の積算の考え方】 維持管理費 過去の実績を基に算出</p>
---

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

**(ア) 公共下水道事業**

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>隣接している市町村の下水処理場や、当町内の排水施設の距離が遠いため、今後も公共下水道事業は単独で行うこととします。今後も当町の公共下水道事業に対して何が最善かを継続して検討していきます。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>ストックマネジメント計画により、更新投資の山を均して平準化を図ります。</p>

**(イ) 農業集落排水事業**

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>隣接している市町村の下水処理場や、当町内の排水施設の距離が遠いため、今後も農業集落排水事業は単独で行うこととします。今後も当町の公共下水道事業に対して何が最善かを継続して検討していきます。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>ストックマネジメント計画により、更新投資の山を均して平準化を図ります。</p>

※特定地域生活排水処理事業・個別排水処理事業において、未反映や検討中の取組はありません。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>下水道事業の経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされています。 今後も下水道事業を安定的に供給し続けるためには、使用料収入による汚水処理原価の回収率を高めることで、一般会計からの繰入金に過度に依存せず、長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があります。昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があります。 下水道使用料の適正化を進めることは、町の財政にとっても重要な事なので、使用料改定に踏み切る際には実施時期や改定内容について慎重に判断し、利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>下水道は資源の宝庫といわれ、下水処理の過程で発生する汚泥の建設資材・肥料等への再利用、下水道処理水の雑用水利用、下水の持つ熱エネルギーの地域冷暖房等への利用があげられます。 下水道事業に係る資源、資材の有効活用を図ることも重要ですが、公営企業としてコストバランスを重要と考え、今後の課題とします。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>町の財政状況から、下水道事業会計において資本費平準化債の発行を継続していますが、経営状況はますます厳しさを増していくと考えられることから、次世代の負担が過大とならないよう発行額の抑制について検討していきます。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道事業を取り巻く経営環境は年々厳しいものとなっており、指定管理者制度、PPP/PFIなどの民間手法の導入や活用を行うことで、事業の効率化・活性化を検討する必要があります。
職員給与費に関する事項	地方財政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、町民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるよう定員適正化に取り組みます。
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	本経営戦略策定時点で特に記載するものではありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	事後検証及び経営戦略の見直し(ローリング)は5年毎に行います。
---------------------	---------------------------------